

医薬監麻発 0905 第 1 号  
令和 6 年 9 月 5 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長  
( 公 印 省 略 )

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 43 条第 1 項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

今般、令和 6 年厚生労働省告示第 285 号により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 43 条第 1 項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和 38 年厚生省告示第 279 号）を別添のとおり一部改正したので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知をお願いします。

## 記

### 1 改正要旨

組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチンの内容量が 1 mL である製剤を検定に必要な試験品の数量に追加した。

### 2 適用時期

公布日（令和 6 年 9 月 5 日）

### 3 標準的事務処理期間

検定に係る標準的事務処理期間（「標準的事務処理期間の設定等について」（昭和 60 年 10 月 1 日薬発第 960 号厚生省薬務局長通知）の記の第一の 2（1）に規定する標準的事務処理期間をいう。以下同じ。）については、今回の一部

改正による変更はない。

なお、現在、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして指定されている医薬品に係る標準的事務処理期間は別紙のとおりであるので、参考にされたい。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百八十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第1号）第一百九十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次の表のように改正する。

令和六年九月五日

厚生労働大臣　武見　敬三

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
1 検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 (略) 生物学的製剤			1 検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 (略) 生物学的製剤		
検定を受けるべき 医薬品			検定を受けるべき 医薬品		
検定を受けるべき 医薬品	手数料	試験品の数量	検定を受けるべき 医薬品	手数料	試験品の数量
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン	(略)	内容量が0.75mL、 <u>1mL</u> 又は5mLである とき。 1本	組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン	(略)	内容量が0.75mL又 は5mLであるとき。 1本
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(別紙) 医薬品の検定に係る標準的事務処理期間

検定品目	標準的事務処理期間 (日)		
組換えR S ウイルスワクチン	60		
インフルエンザワクチン	60		
インフルエンザHAワクチン	80		
経鼻弱毒生インフルエンザワクチン	60		
細胞培養インフルエンザワクチン (H 5 N 1 株)	パンデミック発生時	35	
	パンデミック未発生時	70	
沈降インフルエンザワクチン (H 5 N 1 株)	中間段階	パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
	最終段階	パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
沈降細胞培養インフルエンザワクチン (H 5 N 1 株)	中間段階	パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
	最終段階	パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
乳濁A型インフルエンザHAワクチン (H 1 N 1 株)	35		
乳濁細胞培養インフルエンザHAワクチン (H 5 N 1 株)	パンデミック発生時	35	
	パンデミック未発生時	70	
乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン (H 1 N 1 株)	35		
乾燥組織培養不活化A型肝炎ワクチン	100		
乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン	中間段階	80	
	最終段階	60	
乾燥ガスえそウマ抗毒素	70		
不活化狂犬病ワクチン	70		
乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン	80		
コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNAワクチン	30		
組換えコロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン	30		
コロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (遺伝子組換えアデノウイルスベクター)	60		
コロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター)	60		

検定品目	標準的事務処理期間 (日)
乾燥ジフテリアウマ抗毒素	70
ジフテリアトキソイド	70
沈降ジフテリアトキソイド	70
成人用沈降ジフテリアトキソイド	70
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド	70
水痘抗原	40
乾燥弱毒生水痘ワクチン	60
4価髄膜炎菌ワクチン(ジフテリアトキソイド結合体)	45
4価髄膜炎菌ワクチン(破傷風トキソイド結合体)	45
乾燥組換え帯状疱疹ワクチン(チャイニーズハムスター卵巣細胞由来) <sup>ほうしん</sup>	90
組織培養不活化ダニ媒介性脳炎ワクチン	30
精製Vi多糖体腸チフスワクチン	60
腸チフスパラチフス混合ワクチン	60
精製ツベルクリン(一般診断用)	80
細胞培養痘そうワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥細胞培養痘そうワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	80
肺炎球菌ワクチン	60
沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン(無毒性変異ジフテリア毒素結合体)	60
沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン(無毒性変異ジフテリア毒素結合体)	60
沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(無毒性変異ジフテリア毒素結合体)	60
破傷風トキソイド	70
沈降破傷風トキソイド	70
乾燥はぶウマ抗毒素	70
沈降B型肝炎ワクチン	80
沈降B型肝炎ワクチン(huGK-14細胞由来)	80
組換え沈降B型肝炎ワクチン(酵母由来)	80
組換え沈降B型肝炎ワクチン(チャイニーズハムスター卵巣細胞由来)	80
組換え沈降pre-S2抗原・HBs抗原含有B型肝炎ワクチン(酵母由来)	80

検定品目	標準的事務処理期間 (日)
乾燥B C G膀胱内用 (コンノート株) ぼうこう	80
乾燥B C G膀胱内用 (日本株) ぼうこう	80
乾燥B C Gワクチン	80
組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (イラクサギンウワバ細胞由来)	60
組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (酵母由来)	60
組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (酵母由来)	60
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	70
沈降精製百日せきワクチン	100
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン	130
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン	130
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン	130
乾燥弱毒生風しんワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥ヘモフィルスb型ワクチン (担体たん白質結合型)	50
発しんチフスワクチン	70
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素	70
不活化ポリオワクチン	70
乾燥弱毒生麻しんワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥まむしウマ抗毒素	70
5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン	70

検定品目	標準的事務処理期間 (日)
加熱人血漿 <sup>しょう</sup> たん白	50
人血清アルブミン	50
乾燥人フィブリノゲン	30
乾燥濃縮人プロトロンビン複合体	60
乾燥濃縮人血液凝固第VIII因子	50
乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子	60
人免疫グロブリン	60
乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	60
乾燥スルホ化人免疫グロブリン	60
pH 4処理酸性人免疫グロブリン	60
pH 4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)	60
乾燥pH 4処理人免疫グロブリン	60
乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
抗HBs人免疫グロブリン	60
乾燥抗HBs人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン	60
抗D(Rh o)人免疫グロブリン	50
乾燥抗D(Rh o)人免疫グロブリン	50
抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥濃縮人アンチトロンビンIII	30
乾燥濃縮人α <sub>1</sub> -プロテイナーゼインヒビター	60
乾燥濃縮人プロテインC	30
人ハプトグロビン	30

(備考) 再抜取り、再試験に要する期間を含まない。